

平成31年度から変更する福祉課の主な事業について

人間ドックおよび併診ドック補助金額が増額されます

① 人間ドック

基本検査料から5,000円を控除した額とし、当該控除後の額が28,000円を超える場合は28,000円を限度とします。(基本検査料にかかる消費税については、自己負担となります。)

ただし、既に脳ドックに対する補助を受けている場合については、併診ドックの補助金額を44,000円としていることから、44,000円から脳ドックの助成額を差し引いた額を補助します。

② 脳ドック

基本検査料から5,000円を控除した額とし、当該控除後の額が31,000円を超える場合は31,000円を限度とします。(基本検査料にかかる消費税については、自己負担となります。)

ただし、既に人間ドックに対する補助を受けている場合については、併診ドックの補助金額を44,000円としていることから、44,000円から人間ドックの助成額を差し引いた額を補助します。

③ 併診ドック

基本検査料から10,000円を控除した額とし、当該控除後の額が44,000円を超える場合は44,000円を限度とします。(基本検査料にかかる消費税については、自己負担となります。)



インフルエンザ予防接種助成金が3,000円になります

① 助成金額

1人1年度内1回3,000円を助成します。

ただし、インフルエンザ予防接種費用が、1,000円以上3,000円未満の場合は接種費用を助成金額とし、1,000円未満の場合は助成対象外とします。

② 請求手続き等については、変更ありません。



歯科健康診査の対象者が拡充されます

① 対象者

「組合員(任意継続組合員を除く。)」のみから、「組合員および被扶養者」に拡充します。

(新たに、組合員の被扶養者、任意継続組合員および任意継続組合員の被扶養者も対象となります。)

② 申請手続き等

(1) 歯科医療機関(歯科医師会に加入している県内の歯科医療機関に限られますので、本組合のホームページでご確認ください。)に直接電話等で予約をとります。予約の際「埼玉県市町村職員共済組合の歯科健康診査」である旨を必ず歯科医療機関に伝えてください。

(2) 予約後、「歯科健康診査申込書」を各所属所の共済事務担当課または、本組合のホームページからダウンロードして、健診日の30日前までに共済事務担当課へ提出してください。(任意継続組合員の方は、直接福祉課あて送付してください。)

(3) 申込書提出後共済組合から、「歯科健康診査票」を発行しますので、必要事項を記入のうえ、健診日当日に医療機関の窓口へ提出して受診してください。

③ 健診項目等

歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態の健診などを行います。

なお、健診の結果、歯石の除去、虫歯の治療等が必要な場合は、保険診療(自己負担)となります。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305